

認証保育所の保育料を補助します。

袋井市では、市内の認証保育所に通う児童の保育料の一部を補助しています。

ただし、市民税課税額によっては、補助金を受けられない場合があります。



対象児童

市内在住で、市内の認証保育所に在園し、施設等利用給付認定を受けていない児童

対象となる認証保育所

ひだまり保育園

補助金の額（月額）

4～8月分は前年度、9～3月分は当年度の市民税所得割額（父母合算）に基づき、下表により補助月額を算出します。父母の収入が130万円以下の場合、同居する祖父母のうち所得が多い方の課税額を合算します。

階層区分		0～2歳児	
第1階層 市民税所得割額1円以上48,600円未満の世帯及び市町村民税均等割課税世帯	第1子	30,000円	
	第2子	40,000円	
	第3子以降	40,000円	
第2階層 市民税所得割額97,000円未満の世帯	第1子	20,000円	
	第2子	30,000円	
	第3子以降	40,000円	
第3階層 市民税所得割額169,000円未満の世帯	第1子	10,000円	
	第2子	20,000円	
	第3子以降	40,000円	
第4階層 市民税所得割額169,000円以上の世帯	第1子	0円	
	第2子	20,000円	
	第3子以降	40,000円	

☆同一生計の就学前児童が、認証保育所、認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設等を利用している場合、その年長児から数えて「第1子」「第2子」「第3子以降」となります。

補助金の申請方法

入園後に、各園から申請用紙を配付します。

補助金の交付時期

年3回に分けて補助金を交付します。（予定）

①4～8月分→9月交付 ②9～11月分→12月交付 ③12～3月分→4月交付

袋井市教育委員会子ども未来課施設運営係
電話 0538-86-3332（直通）